

■会議録

1 開会

- 午後1時30分、月井教育長が那須塩原市教育委員会会議規則第7条の規定に基づき、令和4年第4回那須塩原市教育委員会定例会の開会を宣言する。

○月井教育長

それでは、令和4年第4回那須塩原市教育委員会定例会を開会いたします。

次第に従いまして進めさせていただきます。

本日は、田村委員から欠席の申し出がございました。

また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数が出席しておりますので、本会の開会要件を満たしていることを御報告いたします。

2 教育長挨拶

○月井教育長

春を通り過ぎて初夏のような暖かい日があったかと思えば、真冬を思わせるような極寒に見舞われて、梅の花に雪が降り積もるなど、寒暖の差の激しい日々が続いております。まさしく三寒四温という言葉が噛みしめているところであります。

長く続いておりました「まん延防止等措置期間」も、今週の月曜日いっぱい解除となりました。喜び勇んで経済活動を回すための方策へと進みたいところですが、まだまだ感染者数も高止まりしているところもありまして、様子を見ながらの春休みになりそうであります。

さて、学校は本日が修了式ということで、激動の令和3年度の締めくくりを迎えました。振り返ってみますと、今年度もコロナ対策に明け暮れた一年間であったように思います。

そのような環境の中でも、各学校は子どもたちの安心・安全を守りながらも、子どもたちがワクワクドキドキする教育活動を展開するため、一生懸命に頑張っていたのだと思っております。過日、委員の皆様方にも御参列いただきました各学校の卒業式におきまして、卒業生が「本当に楽しい学校生活でした。」という言葉と笑顔で卒業していく姿を見ることができました。

間もなく年度が替わりますが、依然としてコロナウイルスとの闘いを含めて、難しい課題が多く山積している状況ではありますが、教育委員の皆様方におかれましては、引き続き本市教育の振興・充実のためにお力添えをいただけますようお願いいたします。

さて、本日は、「那須塩原市・那須町採択地区協議会委員の指名について」を含め議案が5件、報告事項が4件ございますので、効率的な審議ができますようお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

3 会議録の承認

- 月井教育長が令和4年第2回定例会の会議録の承認を求め、神島委員及び臼井委員が内容に異議なく会議録に署名を行った。

次に、令和4年第3回臨時会の会議録の承認を求め、大澤委員及び遠藤委員が内容に異議なく会議録に署名を行った。

4 教育長報告

○月井教育長

続きまして、次第の4「教育長報告」に入ります。ここで皆様にお諮りいたします。本報告につきましては、特定の個人に関する情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定に基づき、非公開といたしたいと思っております。

なお、非公開とする際は、出席委員の3分の2以上による議決が必要でございますが、非公開とすることに御異議ございませんでしょうか。

○委員全員

異議ありません。

○月井教育長

それでは、全会一致でございますので、教育長報告は非公開とさせていただきます。

(省略～非公開)

(教育長報告終了)

5 付議事件

<議案第11号について>

○月井教育長

それでは、次に、次第の5 付議事件に入ります。

はじめに、議案第11号「那須塩原市・那須町採択地区協議会委員の指名について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

【提案理由】

那須塩原市・那須町採択地区協議会規約第5条の規定に基づき、採択地区協議会の委員の指名をお願いします。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○月井教育長

事務局の説明が終わりました。

教育委員の中からどなたかお一人を委員として指名することになりますが、委員の皆様の御意見をお伺いいたします。

はい、臼井委員。

○臼井委員

遠藤委員にお願いできればと思います。

○月井教育長

遠藤委員のお名前が挙がっておりますが、いかがでしょうか。

○委員全員

よろしくをお願いします。

○月井教育長

遠藤委員、よろしいでしょうか。

○遠藤委員

御指名ですので、勉強しながら務めさせていただきます。

○月井教育長

それでは、議案第11号「那須塩原市・那須町採択地区協議会委員の指名について」は、遠藤委員を指名するということで、御異議ございませんか。

<異議なしの声>

○月井教育長

異議なしということでありますので、原案のとおり可決いたしました。

<議案第12号について>

○月井教育長

次に、議案第12号「那須塩原市教育委員会事務局職員の職名に関する規則の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

【提案理由】

児童生徒サポートセンターに主査級の所長補佐を配置するため、那須塩原市教育委員会事務局職員の職名に関する規則の一部を改正するもので、教育委員会の議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○月井教育長

事務局の説明が終わりました。

それでは、委員の皆様の御意見、御質問をお伺いいたします。

いかがでしょうか。

はい、臼井委員。

○臼井委員

この改正により、現在の「メープル館長」という職名が変わるということはないのでしょうか。

○月井教育長

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

現在のメープル館長という立場の方が、制度上、任期付職員となり、児童生徒サポートセンター所長補佐としてメープル館長も務めていただくこととなります。また、メープル館長は、公募により人選することになっております。

○月井教育長

ほかに、御意見、御質問はございませんか。

○委員全員

ありません。

○月井教育長

それでは、議案第12号「那須塩原市教育委員会事務局職員の職名に関する規則の一部改正について」は原案どおりとすることに御異議ございませんか。

<異議なしの声>

○月井教育長

異議なしということですので、原案のとおり可決いたしました。

<議案第13号について>

○月井教育長

それでは、次に、議案第13号「那須塩原市就学援助費認定交付要綱の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

【提案理由】

新たに「オンライン学習通信費」を対象者に交付するため、那須塩原市就学援助費認定交付要綱の一部を改正するもので、教育委員会の議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○月井教育長

事務局の説明が終わりました。

それでは、委員の皆様のご意見、御質問をお伺いいたします。

いかがでしょうか。

はい、遠藤委員。

○遠藤委員

オンライン学習通信費を助成するということですが、Wi-Fiのルーターを貸し出すのではなく、現金を交付するということよろしいのでしょうか。

○月井教育長

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

そのとおりでございます。Wi-Fi環境が整っていない家庭は、現時点で全体の約2.7%となっております。ずいぶん少なくなっていると感じますが、最終的には各家庭でWi-Fi環境を整備していただきたいと考えております。現在、市では、Wi-Fi環境が整っていない家庭に対して3か月限定でルーターを貸し出し、オンライン学習を体験していただいておりますが、今回の改正は、ルーターの貸し出しに係るものではなく、準要保護の家庭に対して交付する就学援助費に年間14,000円のオンライン学習通信費を追加するものでございます。

○月井教育長

はい、遠藤委員。

○遠藤委員

今までより、年間14,000円が増額になるという理解でよろしいでしょうか。

○月井教育長

はい。これは、国の制度改革による改正でございます。年額14,000円ということは、一か月あたり約1,166円になります。通信費の月平均は3,000円から4,000円ということですので、経費の3分の1程度の補助ということになりますが、この補助を活用して、各家庭でWi-Fi環境を整備していただきたいと考えております。

ほかに、御意見、御質問はございませんか。

○委員全員

ありません。

○月井教育長

それでは、議案第13号「那須塩原市就学援助費認定交付要綱の一部改正について」は原案どおりとすることに御異議ございませんか。

<異議なしの声>

○月井教育長

異議なしということですので、原案のとおり可決いたしました。

<議案第14号について>

○月井教育長

それでは、次に、議案第14号「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会事前キャンプ地誘致推進本部設置要綱の廃止について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

はい、スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長

【提案理由】

事業終了に伴い東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会事前キャンプ地誘致推進本部設置要綱を廃止するもので、教育委員会の議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○月井教育長

事務局の説明が終わりました。

それでは、委員の皆様のお意見、御質問をお伺いいたします。

いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○月井教育長

それでは、議案第14号「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会事前キャンプ地誘致推進本部設置要綱の廃止について」は原案どおりとすることに御異議ございませんか。

<異議なしの声>

○月井教育長

異議なしということですので、原案のとおり可決いたしました。

<議案第15号について>

○月井教育長

それでは、次に、議案第15号「那須塩原市立学校における働き方改革かがやきプランの1年延長に伴う一部改定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

【提案理由】

那須塩原市立学校における働き方改革かがやきプランの一部を、別冊のとおり改定するもので、教育委員会の議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○月井教育長

事務局の説明が終わりました。

それでは、委員の皆様の御意見、御質問をお伺いいたします。

いかがでしょうか。

はい、神島委員。

○神島委員

働き改革と言われて久しいところですが、先生方の働き方にゆとりができたとは思えない状況が見受けられます。このプランを実現するためには、教育委員会のもとより、学校においても校長先生をはじめ管理職の皆さんが意識を変えて取り組む必要があると考えますが、いかがなものでしょうか。

○月井教育長

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

働き方改革の重要性は十分認識しております。各学校でも、働き方改革のために何ができるかを考えながら取り組んでいるような状況ですが、先生方の負担を減らしながらも教育の質を落とさないためのバランスが難しいところでございます。

具体的な例を挙げますと、家庭訪問について、「必要がない。」という考え方もありますし、「家に上がらず、場所の確認だけをすればいい。」という考え方もございます。また、「何かあった時のために、保護者と顔を合わせておいた方がいい。」という考え方もあると思います。何が正しいかは、校長先生の価値観や学校の状況によっても変わってくると思います。実際に問題が起きた場合、家の場所も保護者の顔も分からないという状況は望ましくないと考えますが、一方で、家庭訪問を実施するためには多くの時間を費やすというのが現状でございます。一つの例を申し上げましたが、このように、教育の質を低下させずに先生方の負担を軽減するためにできることを一生懸命考えながら取り組んでいるような状況でございます。

そして、教育委員会がやらなければならないこともあります。現状、コロナ禍において、研修の回数を減らしたり、オンライン開催に切り換えたりしてまいりましたが、このことにつきましては、一定の知見が得られたと思っております。顔を合せなければならないものもありますが、オンラインでできるものもありますので、今後も、効率化のために検討を進めていきたいと考えます。

しかしながら、先生方の時間外を見ますと決して大きく減少しているわけではなく、難しいところではありますが、今後も、働き方改革の推進に向けて取り組んでまいります。

○神島委員

ご苦労様でございます。

○月井教育長

神島委員のお言葉は大変ありがたいと思っております。

先日、市長が記者会見により「コロナ後に向けた那須塩原市のニューノーマルについて」を発表しました。これは、ウィズコロナに向けて様々な規制を緩和し、感染対策を徹底しながらも経済を回してコロナ禍以前の日常に戻していこうというものでございます。学校においては、感染対策のために活動を制限している部分がある中、一部からは、「あれもできない、これもできないと言っていないで、早く元の学校生活に戻してほしい」との声も聞こえてくる所であり、教職員に対して「もっとがんばれ」というふうに思っている方も多いのかもしれません。教育には終わりが無いので、先生方は時間に余裕ができたとしても、その時間を授業の準備に費やすなど、なかなか早く帰ろうという発想に

ならないところがありまして、意識改革が必要とっております。働き方改革を進めることは必須でありますので、我々もリーダーシップを発揮しながら校長先生方としっかり向き合っていきたいと思っております。

そのほか、いかがでしょうか。はい、遠藤委員。

○遠藤委員

かがやきプランの中に地域学校協働本部の推進についての記載がありますが、この取組がこれからどんどん活発化していけばいいなと思っておりました。また、部活動に関して、「第1日曜日と第3日曜日は休養日とする」という内容に改定されましたが、地域の方は、部活動休養日のことを御存じないことも多いと思っております。この休養日について地域にもお知らせいただければ、地域の行事をその日に合わせて開催するなどして、子どもたちが地域に出ていく機会が増えるのではないかと思います。

○月井教育長

ありがとうございます。

ほかに、御意見、ご質問はございませんか。

○委員全員

ありません。

○月井教育長

それでは、議案第15号「那須塩原市立学校における働き方改革かがやきプランの1年延長に伴う一部改定について」は原案どおりとすることに御異議ございませんか。

<異議なしの声>

○月井教育長

異議なしということですので、原案のとおり可決いたしました。

<報告第7号について>

○月井教育長

続きまして、報告第7号「第36回全日本小学生ソフトテニス選手権大会補助金交付要綱の廃止について」、事務局の説明を求めます。

はい、スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長

【報告理由】

事業終了に伴い第36回全日本小学生ソフトテニス選手権大会補助金交付要綱を廃止するもので、教育委員会に報告する。

－資料に基づき報告事項の内容を説明－

○月井教育長

事務局の説明が終わりました。

それでは、委員の皆様の御意見、御質問をお伺いいたします。

○委員全員

ありません。

<報告第8号について>

○月井教育長

続きまして、報告第8号「那須塩原市公立学校等施設整備計画について」、事務局の説明を求めます。

はい、教育総務課長。

○教育総務課長

【報告理由】

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第2項の規定に基づく学校施設環境改善交付金の交付に関し、学校施設環境改善交付金交付要綱第3に基づき、令和3年度から令和5年度の公立学校等施設整備計画の作成を行い、文部科学大臣宛に提出しましたので教育委員会に報告する。

－資料に基づき報告事項の内容を説明－

○月井教育長

事務局の説明が終わりました。

それでは、委員の皆様の御意見、御質問をお伺いいたします。

○委員全員

ありません。

<報告第9号、報告第10号について>

○月井教育長

続きまして、報告第9号「区域外就学及び指定校変更について」及び報告第10号「令和3年度準要保護児童生徒の認定について」は、関連がございますので一括して事務局の説明を求めます。

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

【報告理由（報告第5号）】

申請のあった区域外就学及び指定校変更について、審査結果を教育委員会に報告する。

－資料に基づき報告事項の内容を説明－

【報告理由（報告第6号）】

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者からあった準要保護認定の申請について、内容を審査した結果、準要保護者に認定することに決定したので、教育委員会に報告する。

－資料に基づき報告事項の内容を説明－

○月井教育長

事務局の説明が終わりました。

それでは、委員の皆様の御意見、御質問をお伺いいたします。

○委員全員

ありません。

○月井教育長

それでは、本日予定しておりました付議事件については、全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和4年第4回教育委員会定例会を閉会といたします。

ありがとうございました。

以上